

第4 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

- (1) たい肥等の有機質資材の適切な施用を行うためには、そのほ場の土壌型と排水条件を把握することが不可欠である。
持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、もよりの農業改良普及センターや農業営農センター等が備えている土壌・植物体総合分析装置、RQフレックス等の分析機器の活用を図るとともに、普及指導員等による、土壌診断システム等を活用してのアドバイスを受けることが適当である。また、たい肥等の流通については、各農業改良普及センター等を活用し、地域の有機物利用の促進を図ることが重要である。
- (2) 肥料の施用については、化学肥料の低減を図るための適正施肥・管理について、これまでの生育状況等の情報提供に基づき、普及指導員のアドバイスを受けることが必要である。
- (3) 病害虫は、年次によって発生時期や発生量が大きく変動し、慣行の防除体系は多発年次を想定して作られていることが多い。したがって、その年次の病害虫の発生時期や発生量を予測し、それに対応した最小限の防除を行うことが必要となる。病害虫の発生予測には、ほ場での病害虫発生動向の観察が重要であるが、主要な病害虫については病害虫防除所が定期的に発行している発生予察情報や各農業改良普及センター、農協から提供される情報が利用できるため、積極的に活用を推進する。また、防除の可否を判断するための基準として要防除水準が一部の病害虫で設定されているため、積極的な活用を図る。

第5 その他の事項

- (1) 昭和61年より地力増進法に基づく地力増進地域が各地で指定され、翌年以降に地力増進対策指針が定められて対策に取り組んでいる。指定地区である場合は、この対策指針に即した対策を行うことが必要である。
- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入には、新たな営農機械や資材等を整備する必要があることがある。これらの機械・資材は、慣行の生産方式に比較して高価であるだけでなく、高度な技術が要求されるものもあることから、個々の農業者の経営内容や技術水準を見極めつつ、導入を行うことが肝要である。また、これらの農業機械・資材等を整備する場合には、農業改良資金その他の融資制度を積極的に活用することが適当である。
- (3) 被覆栽培技術及びマルチ栽培技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、資材の使用後の処理については、「宮城県農業用廃プラスチック適正処理方針」に基づいた適正な処理を行う必要がある。
- (4) たい肥等の流通・施用に当たっては、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」と同時期に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」における県計画に基づき、畜産農家と耕種農家の連携強化を図るため、各地域毎に堆きゅう肥の需給情報の取りまとめやそのネットワークの構築に必要な情報の提供に努め、利用促進を図る必要がある。

附 則

(施行期日)

平成12年	3月17日	指針策定
平成13年	5月11日	一部改正

平成16年	11月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正
平成18年	10月	20日	一部改正
平成19年	3月	23日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成29年	1月	4日	一部改正